

事 務 連 絡
令和3年10月1日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の10月以降の実施方針について

高齢者施設等の従事者等の検査に関しては、「高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査実施計画の7月以降の実施方針等について」（令和3年6月17日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき、4月から6月までを目途とする高齢者施設等の従事者等の検査の集中的な実施計画について、7月以降、当面の間、地域の感染状況に応じて、当該計画に基づく集中的検査の継続実施をお願いしているところです。

同事務連絡において、集中的実施計画に基づく集中的検査については、ワクチンの接種状況や感染状況等を踏まえて、その在り方について検討し、改めてその後の実施方針をお示しするとしていたところですが、集中的実施計画の10月以降の実施方針を下記のとおりお示ししますので、ご対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 集中的実施計画の10月以降の実施方針について

- これまで、4月から6月までを目途とする高齢者施設等の従事者等の検査の集中的な実施計画の当面の間の継続実施をお願いしていたところですが、「高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査実施計画の7月以降の実施方針等について」（令和3年6月17日新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）（以下、「7月以降実施方針事務連絡」という。）によりお願いしている集中的実施計画の策定状況及び実施状況の報告は、9月分の報告をもって廃止します。
- 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年9月28日新型コロナウイルス感染症対策本部変更決定）において、緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域においては、高齢者施設等の従業者等に対する検査の頻回実施を行うこととされており、当該区域における集中的実施計画の実施方針については、当該区域の設定時に、改めてお示しします。
- 各自治体において、地域の感染状況を踏まえ、集中的実施計画を策定・実施する場合、高齢者施設等の集中的検査は行政検査の対象となり、公費負担での実施となります。行政検査の検査費用については、その2分の1を感染症予防事業費等負担金として国が負担することとしています。

なお、行政検査ではなく地方単独事業等として集中的検査を実施する場合も集中的実施計画の対象となります。この場合、内閣府の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の地方単独事業分等の活用も可能です。また、民間等において無償で提供される検査等を活用して集中的検査を実施する場合も集中的実施計画の対象となります。

2. 高齢者施設等に対する検査について

「医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について（要請）」（令和3年1月22日新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）（以下「1月22日事務連絡」という。）における「1. 高齢者施設等に対する検査の引き続きの徹底について」によりお願いしている報告については、7月以降実施方針事務連絡において廃止したところですが、本事務連絡における対応を踏まえ、あらためて報告いただくこととしますので、10月1日以降の実施分について、1月22日事務連絡の別添1により月毎に翌月15日までに提出してください。

また1月22日事務連絡「2. 検体プール検査法による検査について」及び「3. 無症状者に対する抗原簡易キットによる検査について」によりお願いしている当該検査を行政検査として実施した場合の実績については、引き続き、提出をお願いいたします。

以上